

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p><u>第十二条の二</u> 法第五条の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（心身の故障のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）</p> <p><u>第一百十条の二十一の二</u> 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用協同組合電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[